

公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成 30 年 05 月 08 日

小牧市長 山下 史守朗

工事名	間々原汚水幹線埋設管工事（18-6工区）（10052415）	
路線等の名称	580路線	
工事場所	小牧市大字村中地内	
工期	平成 30 年 07 月 03 日 ～ 平成 31 年 03 月 26 日	
工事概要	工事延長 L=314.35m SHP φ800mm管推進工 L=314.35m 2号組立マンホール設置工 N=1基	
予定価格	金149,131,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）	
低入札調査基準価格	【低入札調査基準価格】有 低入札調査基準価格の算出方法：土木一式工事 【失格判断基準価格】有	
入札等の方法	あいち電子調達共同システム（CALS/E C）を使用すること。 ・総合評価落札方式	
入札参加資格要件	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、土木一式について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	総合評定値	土木一式工事 小牧市内本店 850点以上を有する者。 小牧市内支店 850点以上を有する者。 愛知県内本店 850点以上を有する者。 愛知県内支店 850点以上を有する者。
	施工実績	過去10年間（平成20年4月1日から入札参加申込書を提出する前日まで）に、国内において国又は地方公共団体が発注した下水道管推進工事（呼び径800mm以上の推進工事）で、請負金額（税込）が8,000万円以上のものを元請として履行した実績があること。 なお、企業体の構成員としての契約実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとし、出資比率で按分し算定した金額以上（小数点以下切捨て）とする。
	配置技術者	土木一式工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者を専任の監理技術者として配置を得ること。
その他	（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 （2）小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 （3）指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 （4）民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。 （5）営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 （6）当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 株式会社 日水コン 名古屋支所	

	(7) その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書による。
入札参加申込書等の提出	<p>入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書を電子入札システムにて提出しなければならない。また、総合評価落札方式の場合には、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出しなければならない。</p> <p>期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1） ・技術資料 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合評価（特別簡易型）技術資料 <p>【提出期間】</p> <p>平成30年05月08日（火） 午前09時00分 から 平成30年05月21日（月） 午後05時00分 まで</p> <p>【その他】</p> <p>必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
設計図書の配布	<p>あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。</p> <p>【配布期間】</p> <p>公告日から入札参加申込書提出期限まで</p>
現場説明会	無
設計図書に対する質問等	<p>設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。</p> <p>【質問期限】</p> <p>平成30年05月21日（月） 午前10時00分 まで</p> <p>【回答方法】</p> <p>入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>
質問回答予定日	平成30年05月25日（金） 午前11時00分 から
入札書及び工事費内訳書の提出方法等	<p>電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。</p> <p>【提出期間】</p> <p>平成30年06月01日（金） 午前09時00分 から 平成30年06月04日（月） 午後05時00分 まで</p>
開札日時	平成30年06月05日（火） 午前09時30分
開札場所	小牧市役所本庁舎4階 契約検査課
落札候補者の決定	<p>落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。</p> <p>開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。</p> <p>なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5） <ul style="list-style-type: none"> ※資料を添付すること。 <p>【その他】</p> <p>必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前	有
入札保証金	免除
契約保証金	有

入札及び契約手続等	地方自治法、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成20年3月28日19小総第1247号）、あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）利用規約（平成18年9月6日施行）、小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成20年2月5日19小総第1007号）、小牧市入札参加者心得書及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札（総合評価落札方式）公告説明書を確認すること。 この工事の契約の締結については議会の議決が必要である。
問い合わせ先	小牧市堀の内三丁目1番地 小牧市総務部契約検査課契約係 電話（0568）76-1103（直通）

別記1 「総合評価に関する評価項目と評価基準」

1 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A (配点8点)

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
企業 の 施 工 能 力	①企業評価対象工事 の施工実績(過去10 年間:平成20年4月 1日から技術資料を 提出する前日までに 完了)※1	施工実績を確認できるもの (コリンズ竣工時カルテ受 領書の写し等) (10件まで)	9件以上あり	5点
			7件~8件	4点
			5件~6件	3点
			3件~4件	2点
			1件~2件	1点
			上記項目に該当しない	0点
	②ISO9001・I SO14001認証取 得の有無※2	取得済とわかる書類の写し	両方の認証を受けている	2点
			どちらかの認証を受けている	1点
			上記項目に該当しない	0点
	③国又は地方公共団体 における優良工事表彰 等の有無(過去3年 間:平成27年4月1 日から技術資料を提出 する前日まで)※3	優良工事表彰された工事 であることを証明する表彰状 等の写し	表彰あり	1点
			表彰なし	0点

※1 企業評価対象工事は、元請として施工した土木一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体による場合は、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率で按分し算定した金額以上とする。(小数点以下切捨て)

評価対象工事:国内において、国又は地方公共団体が発注した下水道管推進工事(呼び径800mm以上の推進工事)で請負金額(税込)が1億7,000万円以上の工事

※2 技術資料を提出する前日までに、入札に参加する営業所が認証されていること。

※3 優良工事表彰とは、国又は地方公共団体で、優良工事として表彰又は公表されたものとする。(同業種に限定するものではありません。)表彰等の日付が該当期間内のものを実績と認める。小牧市については、優良工事として公表されたものは、添付書類を必要としない。技術資料提出後に、小牧市の優良工事として公表されていたことが判明しても加点しないため、特に小牧市の優良工事の公表期間を過ぎているものについては、技術資料を提出する前に、小牧市役所契約検査課に確認すること。

B（配点8点）

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
配置技術者の能力	①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成20年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※3	施工実績を確認できるもの（コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等）（5件まで）	対象工事实績数×1点（最大5点）	0点～5点
	②工事成績の評定点（過去5年間：平成25年4月1日から平成30年3月31日までに完了した工事の内1件）※1※3	工事成績が確認できるもの（工事成績評点結果通知書等の写し）	79点以上	2点
			75点以上79点未満	1点
			75点未満又は実績なし	0点
	③継続教育（CPD）の取組実績※2※3	建設系CPD協議会が発行した実績証明書の写し	継続教育の証明あり	1点
継続教育の証明なし			0点	

※1 技術者評価対象工事は、元請として施工した土木一式工事のうち、次に掲げる工事とする。なお、企業体による場合は、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率で按分し算定した金額以上とする。（小数点以下切捨て）

評価対象工事：国内において、国又は地方公共団体が発注した下水道管推進工事（呼び径800mm以上の推進工事）で請負金額（税込）が1億7,000万円以上の工事における主任（監理）技術者または現場代理人での実績

※2 配置する技術者が、建設系CPD協議会に加盟する団体が発行するCPD（継続教育）の単位を平成29年4月1日から技術資料を提出する前日までの間に年間推奨単位（各団体の1年間の推奨単位（ユニット等））以上取得していること。

※3 企業が配置しようとする技術者の実績を求めるが、入札参加申込みの時点で配置技術者を特定することができない場合は、候補とするすべての配置技術者について資料に記入すること。①、②、③の実績は同一人のものであること。複数の候補者がいる場合は、その評価は①、②、③の加算点の合計が最も低い候補者のものを使用する。

C (配点 4 点)

分類	評価項目	添付書類	評価基準	配点
地域精通度・地域貢献度	①契約締結する営業所等の所在地※ ¹		小牧市内に本店を有する	2 点
			上記項目に該当しない	0 点
	②愛知県ファミリーフレンドリー企業登録の有無※ ²	企業登録証の写し	登録あり	1 点
			登録なし	0 点
	③障がい者雇用の有無※ ³	雇用を証明できる書類の写し※ ⁴	雇用している	1 点
			雇用していない	0 点

※¹ 本案件公告日における小牧市へ登録されている本店、支店、営業所

※² 本案件公告日までに認証されていれば認める。

※³ 「障がい者雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成しているもの、又は、雇用義務がなくても障がい者を雇用していれば認める。

※⁴ 常用労働者が 50 人以上の事業所は、ハローワークに提出する雇用に関する状況表の写し。常用労働者が 49 人以下の事業所は、雇用している従業員証、障害者手帳の写し。

2 ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置技術者に対するヒアリングを行うことがあるが、ヒアリングを行う場合は、その日時・場所等について別途通知する。

3 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、1 の評価基準で審査し算出する。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがある。

また、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れでも書類の再提出は認められない。なお、この場合は加算対象とならない。

4 その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

低入札調査基準価格について

この工事の低入札調査基準価格は、次の算出方法により得た額により設定します。

公表の時期及び算出方法

公表時期	低入札調査基準価格				
事後公表	土木工事	予定価格 算定上の	<table border="0"><tr><td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×80% 一般管理費×55%</td><td style="padding-left: 10px;">の合計額(千円未満切捨て) ×1.08(消費税及び地方消費税)</td></tr></table>	直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×80% 一般管理費×55%	の合計額(千円未満切捨て) ×1.08(消費税及び地方消費税)
直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×80% 一般管理費×55%	の合計額(千円未満切捨て) ×1.08(消費税及び地方消費税)				

※ 上記により算出した額が予定価格の10分の8を超える場合は10分の8に相当する額、また10分の7に満たない場合は10分の7に相当する額とする。